

## (14) 国民のコンセンサスづくりについて

### 想定課題

国会等の移転を実現するためには、国民の合意が必要であると考えらるかどうか。

#### 対応方向

国会等の移転は、21世紀の日本の将来に展望を切り開く国家的大事業であることから、多くの国民が、自分のもとより次世代を担う人々の課題として議論を重ねながら、国民の合意が形成されていくことが必要です。しかし、長引く不況や厳しい財政事情等によって、国民の関心は十分盛り上がっているとは言えない状況にあります。

北東地域の5県（宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県）では審議会の答申前から、国会等移転の意義が十分に達成されるのは利根川以北の北東地域であるとの共通認識のもと活動してきました。答申後においても連携して「栃木・福島地域」の適地性のみならず、国会等移転の意義、必要性等について広く国民にアピールをしてきました。

また、平成13年には、「北東地域首都機能移転基本構想」を策定し、新都市のイメージや整備方針、さらには北東地域の広域的連携のあり方を提示しています。現在は、これをより具体化し、わかりやすい内容とするため「北東地域首都機能移転モデル都市構想」を策定中ですが、これらの取組によって国民のコンセンサスが高まっていくことが期待されます。

しかしながら、国会等の移転は国家百年の大計であり、移転法にもあるように、国は国民合意の形成に向けて、大きな責務を有するものでありますので、国においては更なる積極的な取組みが必要であると考えます。

国会等の移転に関する法律 （平成4.12.24 法律第109号）  
（平成8.6.26 法律第106号）

#### 第1章 総則

##### （国の責務）

第1条 国は、国会並びにその活動に関連する行政に関する機能及び司法に関する機能のうち中枢的なもの（以下「国会等」という。）の東京圏以外の地域への移転（以下「国会等の移転」という。）の具体化に向けて積極的な検討を行う責務を有する。